

いちカレ事業における協力事業者募集要領

1 目的

日々の生活に困窮している方などに、国民食であるカレーライス(愛称:いちカレ)を提供することで、明日への活力をつけてもらうことを目的とするものです。

実施にあたり、いちカレの調理、提供及び飲食ができる食品営業許可施設(以下「協力事業者」という)を募集します。

2 内容

- (1) 事業開始時期 令和6年1月中旬
- (2) 対象者 市川市内に在住している、日々の生活に困窮している方など
- (3) 提供場所 市川市内 協力事業者施設
- (4) 提供期間 提供可能日から令和6年3月31日まで
- (5) 提供回数 月2回以上
- (6) 提供時間 協力事業者の提供可能な時間(別途協議)
- (7) 提供食 いちカレを無料で提供(レシピは市指定のもの)
- (8) 負担金 1回あたり下表の負担金を、別に定める要綱により市からお支払いします。

費目	金額	その他
① 運営費	10,000円	光熱水費、人件費、消耗品費等として
② 食材費	3,000円	10食分まで
10食ごとに3,000円を加算	6,000円	11食～20食
※調理食数により変動	9,000円	21食～30食
	12,000円	31食～40食
③ 検便費用	実費	未実施の場合のみ(上限2,000円)

3 応募資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 利益目的ではなく、ボランティアとして本事業に取り組む意欲・熱意があること。
- (2) 生活に困窮されている方を対象とすること。
- (3) 市内に調理、提供及び飲食可能な場所があること。
- (4) 本市が指定するレシピに沿っていちカレの調理が可能であること。
- (5) 月に2回以上、本事業の対象者へいちカレの提供が可能であること。
- (6) JAいちかわから本市へ寄贈された米がある場合は、その米を使用して調理できること。
- (7) 支援が必要と思われる方が利用された場合は、市や関係機関へつなぐこと。
- (8) いちカレの提供にあたり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (9) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の対象となる営業を行う事業者でないこと。
- (10) 市川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。
- (11) 本事業の実施にあたり、その活動が宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (12) 本事業の実施にあたり、その活動が政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (13) 本事業の実施にあたり、その活動が特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規

定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

4 応募申込手続

(1)応募方法

電話またはメールでお問い合わせの上、ご来所ください。その際に事業内容の詳細をご説明いたしますので、その上でご応募ください。

(2)受付期間

令和5年12月12日(火)～令和6年2月29日(金)

(3)問い合わせ先

〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号 市川市役所第1庁舎3階 市川市福祉部地域共生課
TEL:047(712)8518 Mail: chiikikyoseika@city.ichikawa.lg.jp

(4)必要書類

①いちカレ協力事業者申請書(様式第1号)

②食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店営業)の写し(来所時にお持ちください。)

※いちカレ事業実施中に営業許可証(飲食店営業)の期限が切れた場合は、更新した許可証の写しを再提出していただきます。

5 協力事業者の決定等

(1)応募書類の確認

提出された応募書類の確認を行い、条件を満たしている者を協力事業者の対象とし、市の審査に従い選定します。なお、次のいずれかに該当する申込みは無効とします。

①応募資格要件を満たさない者によるもの

②指定の日時まで提出がなかったもの

③記載内容に不備があるもの

(2)協力事業者の決定

協力事業者の決定は、順次おこないます。また事業者ごとに提供日程等の調整をさせていただく場合があります。

6 協力事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は協力事業者としての決定を取消すとともに、取消しによって損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとします。

(1)正当な理由なく指定する期日までに手続きに応じない等、市の指示に従わなかった場合

(2)募集要領の各条件に違反した場合

(3)食中毒等の発生により営業停止等の行政処分を受けた場合

(4)その他本事業の協力事業者として不適当と認められる場合

7 協力事業者の責務

(1)食品衛生法及び、HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を遵守すること。

(2)食品衛生に関して、保健所の指導・助言に従った適切な運営管理をすること。

8 その他

- (1)本事業の協力事業者決定は、申し出がある場合や、やむを得ない事情のある場合を除いて、年度の切り替え時にも継続するものとします。
- (2)市の事業内容に変更が生じた場合や事業継続が困難となった場合、協力事業者の決定を取り消すことがあります。
- (3)協力事業者ごとに月2回程度の提供を想定していますが、応募状況に応じ日程を調整させていただきます。
- (4)いちカレは、食品営業許可施設で調理したものに限りです。食品衛生法に基づく必要な許可がない場所での調理はできません。
- (5)食中毒防止の観点から当日に調理し、当日に消費するよう徹底してください。
- (6)食中毒が発生した場合は、食品衛生許可申請の申請者(提供した事業者)の責任となりますので、ご承知おきください。
- (7)各協力事業者における当該事業外のトラブルについて、市では一切の責任を負いません。
- (8)市では、特定の事業者へ利益促進をする対応は行いません。
- (9)従業員の体調管理を徹底してください。